



平成28年2月18日

大和市長 大木 哲 殿

大和市長総合計画審議会
会長 中林 一樹



第8次大和市長総合計画の前期基本計画における施策の評価について（提言）

第8次大和市長総合計画における前期基本計画期間の施策の評価について、次の基本姿勢と検討手法をもって、慎重に審議を行い、その結果、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、提言いたします。

1. 基本姿勢

施策の評価にあたっては、市民生活の身近なところに目を向け、市民が安心して快適に暮らしていくことのできるまちづくりを進めていくために、これまで市が何を行ってきたのか、現状における課題は何か、その解決に向けての基本方向は何か、という視点から評価を行いました。

2. 検討手法

平成21～23年度分の施策評価の結果を踏まえつつ、庁内で作成された51の「めざす成果」ごとの施策評価シートや進行管理シートを基礎資料として、審議会において事業所管課との意見交換を行いながら、21の「個別目標」ごとに最終的な審議を行いました。なお、後期基本計画期間が開始していることに鑑み、新たな評価については同計画の体系をもって実施しました。

3. 今後の施策展開に向けて

今回の評価にあたっては、前期基本計画の評価と合わせて、平成26年度から計画期間が始まっている後期基本計画に掲げる施策の展開に向けての視点からも審議を行いました。今後の施策の実施にあたっては、できる限りその趣旨を反映するとともに、総合計画に対する進行管理の課題に留意するようお願いいたします。

個別目標 1-1 「心身の健康を維持・増進する」

構成する めざす成果	1-1-1 「市民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいる」
	主な取り組み 体操教室や食生活に関する講座の開催、保健師や管理栄養士による個別訪問、健康普及活動を行うボランティアの育成、がん検診の機会拡大と受診の促進など
	1-1-2 「心身の健康を維持・増進するための体制が整っている」
	主な取り組み 感染症対策の啓発、65歳以上へのインフルエンザ予防接種費用の助成、こころサポーターの育成・心の健康相談等による自殺防止対策の実施など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査によると、「あなたは、健康であると思う」市民の割合と「あなたは、自ら健康づくりに取り組んでいると思う」市民の割合については、以前に比べいづれも伸びており、一定の評価ができるものと考えます。今後は、各種検診の推進により、疾病が早期に発見され、市民の健康維持に繋がっているかについて、この先数年かけて検証していくことが必要と思われます。一方では、一部のがん検診などにおいて当初は飛躍的に受診率が伸びたものの、現在、伸び悩んでいるものもあります。働く世代を中心に一層のPRに努めることに加え、週末の検診機会を拡大するなど、より受診しやすくなる工夫を行い、市民一人ひとりの健康づくりをさらに助長していくことが必要と考えます。

また、自殺者の割合は、平成23年には県の平均値を下回り、これまでの取り組みが自殺者の減少につながっていると考えられます。今後も、市の取り組みなどを周知することで自殺予防に向けた意識啓発を一層促すことが必要です。さらに、自殺に傾く人々に対して注意を払いながら相談にのることのできるこころサポーターの養成に継続的に取り組むことなどで自殺の未然防止を図っていくことが望まれます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

疾病を早期に発見するための取り組みについて、がん検診の受診率が前回評価時と比べて全体的に向上しており、無料クーポン券事業や受診勧奨の徹底などに効果があったものと評価できます。なお、乳がん検診の受診率は伸び悩んでいるため、より受診しやすい環境づくりに努める必要があると考えられます。また、保健師による訪問活動については、指導後に健診の検査数値の改善がみられるなど、健康創造都市の実現を目指す市のモデル的な取り組みとして評価することができます。さらに、大和市の一人あたりの医療費は周辺市と比較しても低い水準にあり、市民一人ひとりの健康づくりを促すという方向性は的確なものであると評価できます。

自殺による死亡率は減少に転じており、計画に定める目標値の達成に向けて、さらに粘り強い取り組みが求められます。市内の駅に設置している「こころの健康相談」に関する看板を見た人から、電話相談を受けて実際に自殺を思い留まったという事例もあるなど、市民の身近な場所で地道な取り組みが行われていることは評価できます。

今後の施策展開に向けて

乳がん検診のうち、特にマンモグラフィ検査については、予約が取りにくい状況にあると思われることから、受診可能医療機関の増加や受付期間の延長など、受診率の向上に向けた検討を進めてください。また、保健師による訪問指導は、個人の健康維持・増進に加え、医療費全体の抑制が期待できるなど、有用な取り組みであると捉えられますが、費用対効果に留意したうえで、さらなる展開を図ってください。

感染症等の蔓延防止に向けた予防接種に関する情報提供について、小児用の予防接種で行われている子育て世帯への対応は充実が図られていると捉えられますが、高齢の方など、携帯端末等の機器の利用に不慣れな方にも情報格差による不利益が生じることをないよう配慮し、多くの人が適切な時期に受診できる環境づくりに努めてください。

個別目標 1-2 「いつでも必要な医療が受けられる」

構成する めざす成果	1-2-1 「いざというときに診療を受けられる」	
	主な取り組み	医療情報の周知、やまと 24 時間健康相談の実施、救急医療情報キットの配布、休日夜間急患診療所・休日歯科診療所での診療、病院群輪番制の実施など
	1-2-2 「市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たしている」	
	主な取り組み	市立病院の診療機能の強化、がん診療連携拠点病院・災害医療拠点病院としての取り組みの実施、災害派遣医療チームの編成・災害現場派遣、市立病院の取り組みの周知など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

この数年間で、市立病院の経営状況が改善されている点については高く評価するものです。これは、医師、看護師の充実や診療機能の強化などに努めてきた賜物と思われま。また、休日夜間急患診療所における一次救急医療や、市内 5 病院の輪番制による二次救急医療、さらには電話による 24 時間健康相談の実施など、傷病の程度に応じた診療を可能とする医療体制の確立に努めてきたことが、医療に対する市民の安心感の向上に寄与していると考えられます。これは、市民意識調査において、「安心して医療が受けられる体制が整っていると思う」市民の割合が大幅に増加していることから伺えます。

しかしながら、大和市全体では救急医療における年間取扱患者数の推移において、軽症患者が二次救急医療機関を受診しているケースが依然として多くみられます。今後、人口に占める高齢者の割合が急速に高まっていくことも予想され、軽症患者による二次救急受診の増加が救急医療体制を圧迫し、中度、重度患者への対応に支障が生じることが懸念されるため、適正受診の勧奨などについて様々な視点からのアプローチを検討し、いざというときに診療を受けられる体制の確保が必要と思われま。なお、大和市の救急医療については、診療圏が本市に留まらず広域化していることから、自治体間の相互負担について検討する必要があると考えられます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「安心して医療を受けられる体制が整っていると思う」市民の割合が、平成 25 年度に約 70%と、平成 20 年度と比べると 20 ポイント近くも増加しており、市立病院における医療体制の充実や「やまと 24 時間健康相談」の実施、小児救急パンフレットの作成・配布など、様々な施策に積極的に取り組んできたことが市民にも評価されているものといえます。また、二次救急医療機関の年間取扱件数が平成 23 年度をピークに減少しており、救急車の適正利用や不要不急の受診抑制に対する意識が市民に根付き始めていることもうかがえます。救急医療情報キットに関しては、患者に意識障害や認知症の症状があり、情報収集ができない場合などに活用が図られており、より多くの人に配布する方法を検討していく必要があります。

市立病院については、成果を計る指標である「地域の診療所等から市立病院に紹介された患者の割合」と「患者満足度調査における満足度の割合」がいずれも高い水準となっていますが、後期基本計画に定める目標値を達成するためには、これまで以上に取り組みを充実していく必要があると考えま。今後とも地域の基幹病院として、がん診療や救急医療、小児周産期医療など、市立病院のセールスポイントを活かしながら安定的に医療が提供されていくことを期待しま。

今後の施策展開に向けて

市民意識調査の結果から、市民の医療に対する満足度は高くなっていると捉えられますが、子どもがいない人の満足度が若干低く、地域差もあることから、原因を分析し必要な施策を展開していくことが重要で。また、救急医療に関しては、市外からの患者も多く、自治体間の相互負担について引き続き検討を進めていくことが必要であると考えま。救急医療情報キットについては、保険証の写しや服薬状況など医療機関の受診にあたって必要なものを揃えて入れておくことから、救急活動だけでなく、患者の家族にとっても役に立つといえます。一人でも多くの人に救急医療情報キットが行き渡るよう、イベントなど機会があるごとに積極的に配布するとともに、民生委員や自治会などと連携し、災害弱者や一人暮らしの高齢の方などに配ることで、地域のつながりを強めるきっかけになっていくことも期待しま。

市立病院に関しては、「地域の診療所等での受診後に、必要に応じて市立病院で診察を受ける」という流れを市民に周知することで、紹介率の向上が図られるとともに、待ち時間も減り患者満足度も上昇していくものと考えられます。がん診療については、がんの罹患や転帰などの状況を登録・把握し分析する仕組みである「がん登録」が義務化されたことから、5 年生存率などアウトカム指標の開示に向けた整備を進めていくことが求められます。

個別目標 1-3 「高齢者や障がい者への支援を充実する」

構成する めざす成果	1-3-1 「高齢者が生き生きと暮らしている」
	主な取り組み 高齢の方が気軽に集える居場所の確保、介護ボランティアポイント制度等による高齢の方の社会参加の推進、緊急通報システムや民間事業者との協定による見守り体制の強化など
	1-3-2 「必要な介護サービスの支援が受けられる」
	主な取り組み 小規模多機能型居宅介護等による地域密着型サービスの充実、特別養護老人ホームの整備、介護認定審査の迅速化など
	1-3-3 「障がい者が地域の中で自立した生活を送っている」
	主な取り組み 個々の障がい者が抱える課題に対応したサービス利用計画の策定、障がい者の就労支援、移送サービス実施団体への支援、基幹相談支援センターの充実、24時間体制による虐待防止など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査によると、「介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う」市民の割合と「高齢者が生き生きと活動していると思う」市民の割合については、以前に比べいずれも伸びています。これらは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護施設の整備に努めてきたことに加え、地域密着型サービスの充実を進めてきた結果によるものと思われ、一定の評価ができます。しかしながら、高齢社会に対応する取り組みに関し、「介護サービスや介護施設の充実」を求める市民の割合が依然として3割と最も多く、特別養護老人ホームの入所待機者も増加し続けていることから、引き続き、介護事業者への支援を通して介護施設の充実に向けた行政の更なる対応が求められます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

市民意識調査によると、「高齢者が生き生きと活動していると思う」市民の割合は、前回評価時に比べてさらに伸びており、高齢の方の居場所として開設したふらっと中央林間やサロン事業の展開、民間事業者等と締結した地域の見守り協定など、市が行っている様々な取り組みが市民に認知されてきているものと評価することができます。

介護サービスについては、全国的にも事業者の確保が難しくなっている中、第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画に定める整備目標を概ね達成しています。また、介護保険に関わる業務量が增大している中において、サービスの質の確保に向けた取り組みが適切に行われていると評価できます。

障がい者への施策については、グループホーム等の利用者に対する家賃助成などを着実に実施したほか、指定特定相談支援事業者との連携によって、サービス等利用計画の策定率が他市と比べて高い水準にあるなど、積極的な取り組みが地域移行率の上昇に表れていると捉えられます。

今後の施策展開に向けて

平均寿命が延び続け、元気な高齢の方が増える中、これまで高齢者と呼ばれてきた世代に対するイメージも変わってきています。大和市で行った「60歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言のように、高齢者という言葉に対する固定観念を見直し、高齢の方が様々なかたちで活躍できる場や機会が創出されることを期待します。

介護保険制度の安定的な運営と質の高いサービスの確保に向けては、応分の負担を求める必要があることについて、市民の理解を得ていかなければなりません。このため、制度内容や課題、高齢化に伴う介護給付の見直しなどを分かりやすく示しながら、介護保険制度に関する周知をさらに進めていくことが重要です。

個別目標 1-4 「助け合う福祉のしくみづくりを推進する」

構成する めざす成果	1-4-1 「お互いに助け合う地域の関係ができています」	
	主な取り組み	地区民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会・自治会などの取り組み支援、NPO法人・ボランティアグループなどの課題の共有化と相互交流の促進、ボランティアの育成など
	1-4-2 「社会保障のしくみが安定的に維持されている」	
	主な取り組み	特定健康診査の受診勧奨、国民健康保険や後期高齢医療における医療費の適正化、国民健康保険税の収納にかかわる夜間臨戸訪問、生活保護世帯への支援など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

近年、社会問題化している生活保護に関しては、本市においても受給率の増加がみられます。今後は、増加要因の検証を行いつつ、これまで以上に就労支援を強化し、生活保護世帯の自立につなげていく必要があります。

急速に高齢化が進んでいく中であって、より充実が求められている地域福祉施策の推進については、自助や公助はもとより共助の重要性が一層増すものと考えられます。今後は、共助の充実を図るため、地域活動団体やNPO法人が行う支え合いの取り組みを更に推進するとともに、社会福祉協議会などによる人材育成も含め、地域福祉の担い手づくりを強化していくことが必要と考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「地域に支え合う人のつながりがあると思う」市民の割合は、最終目標値を達成しているものの、子どもがいない人や50代以上で低い結果となっています。今後高齢化が進行していく中で、人とのつながりを維持していくためには、若い人が大和市に住み続け、地域社会で信頼関係を築いていく仕組みをつくる必要があります。

大和斎場に関しては、年間火葬件数が平成25年度に約4,100件と、10年前の1.4倍に増加しています。平成25年度には約7,400件まで増えることが見込まれており、構成市4市において協議を進め、需要と供給のバランスを見極めながら中長期的な施策展開をしていくことが求められます。

国民健康保険被保険者の一人あたりの年間医療費は、県内19市でもっとも低くなっており、特定健診の受診勧奨や保健師等による保健指導、健康体操の実施など、健康創造都市の実現に向けて取り組んできたことが効果を上げているといえますが、その一方で、受診抑制が起きていることも危惧されます。また、生活保護受給者の医療扶助が大幅に増加していることから、国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療費と合わせて実態を把握し、対策を講じていくことが必要であると考えます。

今後の施策展開に向けて

支え合う人のつながりを築いていくためには、自治会や民生委員・児童委員など、地域の活動団体との連携が不可欠であるといえます。超高齢社会を迎え、これらの団体は、担い手の育成や活動の継承などの課題を抱えており、従来の役割や組織のあり方から見直しを進めていくことも必要であると考えます。また、空き家が増加することによって、隣近所との付き合いが途切れてしまう場合もあることから、そのスペースを、地場農産物の売買やバザーの開催などができるような人が集まる拠点にするなど、世代を越えたつながりをつくるためのアイデアを考えていくことも重要です。

大和斎場に関しては、火葬需要が高まる冬季に利用しやすい時間帯への希望が集中することで、火葬までに一定の日数を要するところがあることから、丁寧な周知を行うとともに、引き続き運営改善に努めていくことが求められます。また、火葬棟は竣工から33年が経過していることから、業務に支障が起きることのないよう、計画的に修繕、改修などを進めてください。

国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者の医療費や生活保護受給者の医療扶助の低減に向けては、健康体操の参加などでマイレージがつく健康ポイント制度を導入するなど、「健康」であることに対してインセンティブをつけるような仕組みを検討することも必要であると考えます。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、自立相談支援と住居確保給付金の支給に取り組んでいるところですが、将来的には生活保護に陥る可能性がある人に対して、行政側から働きかけができるようになることを目指し、ニーズの把握や分析を進め、効果的な施策展開につなげていくことを期待します。

個別目標 2-1 「子どもの健康と安全を守る」

構成する めざす成果	2-1-1 「子どもの心身の健康が保たれている」
	主な取り組み 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の受診勧奨、予防接種の情報発信、保育所・小中学校の給食の安全確保、小中学校における食育の実施など
	2-1-2 「子どもの人権と安全な生活環境が守られている」
	主な取り組み 登下校時の見守りや声かけ、子どもの非行防止の見回り、児童虐待の早期発見、交通安全教室の開催など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

乳幼児健診に際して家庭訪問を実施し受診率向上を図ってきたことや、妊婦健康診査の受診者増加を目指した助成費用増額などに着実に取り組んだことで、それぞれの実績値もおおむね向上しており、これらの取り組みが子どもの健康保持と保護者の育児に対する不安感と負担感の軽減につながっているものと思われます。このことは、市民意識調査の「子育てに関する不安を相談できる場があると思う」市民の割合が、前回調査に比べて伸びていることから伺えます。

また、小中学校の給食における米飯回数の拡大は、日本の食文化・食習慣を学ぶ食育の効果に加え、栄養バランスの取れた和食献立の充実による子どもの健康や食に対する意識形成の役割を担うこともあり、今後も継続的に取り組んでいく必要があると思われます。

子どもが巻き込まれる交通事故の市内での発生件数は、この数年、減少傾向となっていることから、これまでの取り組みが、子どもを取り巻く生活環境の安全性を高めるうえで一定の成果を上げているものと考えられます。なお、犯罪に対する安全性を向上させるためには、登下校時の見守りの充実や、犯罪や不審者の情報を学校から情報発信する学校 P S メール の普及などについて、一層の取り組みの推進が必要と考えます。

一方、児童虐待に関わる問題については、相談件数、虐待件数ともにこの数年増加しています。これまで、子どもの人権を守る取り組みについては、子どもに係わる様々な事業の実施にあたって配慮しながら進められてきていると思いますが、個別の事業のなかに埋もれ、市民には全体像がわかりにくくなっています。今後は、子どもの人権を守る意識啓発とともに取り組みを体系的に明らかにしながら、子どもの健やかな成長を促していく必要があると考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

小中学校において継続的に取り組まれている米飯給食の充実に関しては、子どもたちが日本の食文化を学ぶための大切な機会となっており、給食の残食率の低下にもつながっているものと捉えられます。

子どもの安全な生活環境を守る取り組みとしては、交通安全教室等を通じた交通マナーの啓発や自転車通行帯の整備などを行ってきたことが、子どもの交通事故件数の減少に寄与しているものと考えられます。また、非行を未然に防ぐため、授業での意識啓発や街頭補導の徹底などを進めた結果、飲酒・喫煙に関わる補導件数が、平成 21 年度の 106 件から平成 26 年度に 45 件と大幅に減少しており、施策を着実に履行してきたことが効果を上げているといえます。

今後の施策展開に向けて

給食の残食率が低下している一方で、肥満児童・生徒の割合が、平成 25 年度に急激に増加しています。子どもの肥満に関しては、学校給食だけでなく家庭での食が大きく関わっていることも想定されることから、要因を分析し対策を進めることが求められます。

子どもに交通ルールを周知することは、その意識が家族に波及していくという効果も期待できることから、子どもにとってより分かりやすい説明を行うことが必要であると考えます。また、非行の問題に関しては、学校以外の場所で広がっていくことも多く、地域全体で取り組んでいくことが重要です。地域の相談窓口である「こども 110 番の家」は、1 件あたりの児童・生徒数に 3 倍以上の地域差があることから、登録数の増加に向けて周知を図るとともに、制度開始から 10 年以上が経過した中で、施策の効果が薄れることのないよう運用や体制の見直しを検討する時期にきているといえます。児童虐待防止などを含めた、子どもの人権に関わる取り組みについては、一人ひとりが知識を深め、意識を高めていけるよう、市からの広報だけでなく、学生など若い世代や地元との関わりが深い商店街の人など、より多くの市民に協力してもらいながら、地域が一体となって啓発を進めていくことが重要であると考えます。

個別目標 2-2 「子どもの生きる力を育む」

構成する めざす成果	2-2-1 「子どもが夢や目標をもって学んでいる」
	主な取り組み 児童・生徒の自発的な学びを促す指導、教職員研修の実施、地域の人材を活用した学習支援・体験学習・部活動指導、プロスポーツ選手等による夢の教室の開催など
	2-2-2 「不登校やいじめの問題が少なくなっている」
	主な取り組み 不登校・いじめ問題への対策、児童・生徒や保護者に対する相談支援、まほろば教室の運営など
	2-2-3 「子どもが個性・能力にあった教育を受けている」
主な取り組み 特別支援教育ヘルパー・スクールアシスタント・日本語指導員などの配置、発達に不安のある子どもとその家族に対する相談・支援、学校施設の改修など	
2-2-4 「子どもが様々な体験をしながら育っている」	
主な取り組み 放課後子ども教室の運営、児童館の運営、子どものボランティア体験やユースクラブの活動などへの支援、青少年育成関係団体等への支援など	

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

これまで本市では、読書活動の推進に力を注ぎ、学校図書館のリニューアルや司書配置など読書環境の充実を積極的に進めてきました。また、授業をより魅力的で分かりやすくするため電子黒板の導入による視覚的効果の高い授業を行うなど、特徴的な取り組みを展開してきました。特に読書活動の推進に関しては、小学生、中学生のいずれも一月あたりの読書冊数が増加しており、効果が表れていると考えられます。電子黒板の導入については、好評の声が聞かれるものの、実際、どのように効果があつたかは、その定着も含め、中長期的な検証が必要と考えます。今後は、こうした特徴のある新たな取り組みに加え、子どもが地域の人々との関わり合いの中から様々な体験をするボランティア体験や職業体験など、学校内にとどまらない育ちや学びの場のあり方についてもさらに拡大していく必要があると考えます。

また、特別支援学級に通う児童生徒は増加する傾向にあり、通常の学級における学習障害や高機能自閉症などの子どもたちへの対応についてもその必要性が高まると予想されます。今後は、これまで以上に子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かい対応に心掛け、子どもの個性・能力や発達段階にあった教育を提供していくことが必要と考えます。

なお、いじめや不登校の未然防止については、いじめの解消率がここ数年全国平均並みに改善してきているものの、不登校の児童生徒の出現率は全国平均を上回っており、いずれも、なお一層の改善を図っていくことが必要と考えます。今後、学校が中心となって日頃から児童生徒の人間関係や家庭環境に目を配るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置など相談指導体制をより充実させることで、一人ひとりの心の変化を丁寧に把握し、問題を早期に発見、対応する必要があります。また、誰もがいじめや不登校に対する問題意識を保持することのできるように、意識啓発などに努めることも重要と考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童・生徒の割合は、小学 5 年生、中学 2 年生ともに高くなっており、体験学習や「夢の教室」などの実施が、子どもたちが将来の展望を描いていくことにつながっているものと捉えられます。また、放課後寺子屋やまについても、全校実施や対象学年の拡大、夏休み期間の開催など、子どもたちの学習の場が積極的に広げられている点で評価することができます。

従来の黒板に加えて普通教室に導入された電子黒板については、導入から 4 年が経過し、週 1 日以上使用する学校が 9 割に達しており、漢字の書き順や図形の面積の求め方など、視覚的な指導が有効な場面において活用が図られているといえます。また、日本語指導を必要とする児童・生徒への対応として、国際教室の設置や日本語指導員の派遣を行っていますが、小中学校の途中で日本の学校に転入してきた子どもは、授業を理解することが難しく、高校進学の際となることもあるので、引き続き支援を充実していくことが求められます。

不登校児童・生徒の割合は、小学校では平成 26 年度に悪化しており、中学校では横ばいで推移しているものの、神奈川県や全国と比較すると高くなっていることから、その理由を調査・分析し適切に対応していくことが必要です。いじめの問題に関しては、無記名アンケートの実施などさまざまな取り組みを行っており、解消率についても改善傾向となっていますが、いじめは水面下で進行していくことも多く、あらゆるリスクを取り除く努力を続けていく必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

子どもたちが幅広く夢や目標を築いていけるよう、「夢の教室」などにおいてスポーツ選手だけでなく、文化芸術に関わる人や学者、研究者、医師など、さまざまな分野の方に講師を務めてもらうことが大切であると考えます。また、放課後寺子屋やまについては、学習支援にあたる人材が不足していることから、ボランティアの有償化などにより人数を確保していく必要があります。放課後の居場所としては、小学校では放課後子ども教室なども実施されていますが、中学生が安心して過ごせる場所が不足しているため、学習センターに子どもが利用できるスペースを作ることなども検討してください。

小中学校においては、平成 26 年度にタブレット型 PC が整備されたところですが、電子黒板も含めた ICT 機器の活用にあたっては、使用実態の把握に努めるとともに、効果的な活用方法や費用対効果などを継続的に検証していくことが必要です。

不登校やいじめの問題については、平成 25 年度に小中学校における相談体制が見直されたことにより、社会福祉士や臨床心理士などの資格をもつ相談員の配置日数が増え、より専門的な相談を受けられるようになったことから、相談内容を分析し解決を図るとともに、新たな体制を子どもや保護者に広く周知することが求められます。また、いじめ問題に関しては、その背景に貧困や家族の問題などをはらんでいる場合もあり、教育委員会だけでなく、人権に関わる部署も積極的に関わりながら、学校とは離れた場所で、子どもを守るための仕組みづくりに取り組んでください。

個別目標 2-3 「子どもを産み育てやすい環境をつくる」

構成する めざす成果	2-3-1 「安心して子育てをしている」	
	主な取り組み	不妊治療・不育症治療にかかる費用の助成、小児医療費助成、就学援助、子育て支援の拠点の周知、ひとり親家庭への就業支援や経済的支援など
	2-3-2 「働きながら子育てができています」	
	主な取り組み	きめ細かい保育サービスの提供、保育所の入所定員の拡大、放課後児童クラブの運営など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

これまで本市では、民間保育所の建設支援や小児医療費助成の拡大など、相当力を入れて取り組んできました。しかしながら、社会環境の変化や、保育ニーズがさらに高まっている状況をみれば、共働き世帯などを中心に子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると考えられます。このことは、市民意識調査における「経済的に不安なく子育てできていると思う」市民の割合が4割に満たないことから伺われます。

現在、本市において大きな問題となっている入所待機児童の解消については、保育所の新增設も基本的には重要ですが、少子化の進行が明らかな中であっては、先を見据えて慎重に対応していくことが求められます。同時に、子ども・子育て関連3法の成立に伴う国の動向を踏まえながら、具体的な施策を検討していくことが必要と考えます。さらに今後は、子どもの年齢などによっても子育て家庭が求めるものが多様化すると予想されることから、行政として様々なニーズをより正確に把握しつつ、地域との連携、協力によって子育て世帯を支えることのできるきめ細かい対応を一層充実していく必要があると考えます。

また、本市においては、子どもを望む夫婦の妊娠・出産に対する不安や悩みを少しでも軽くするため、経済的負担の軽減に向けた取り組みをはじめたところであり、今後、効果が高まっていくことを期待します。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

平成 25 年中の本市の合計特殊出生率は 1.41 と、県内市で最も高くなっており、不妊治療・不育症治療への助成や小児医療費助成など、少子化対策に積極的に取り組んできたことなどが効果として表れてきたものと推測できます。

子育てしやすい環境の整備にあたっては、入所待機児童数について、平成 25 年度の最終目標値である 30 人は達成できなかったものの、平成 26 年度までに集中的に保育所の整備を行ったことなどにより、平成 27 年 4 月 1 日時点で 25 人となるなど大幅な解消が図られています。また、放課後子ども教室に関しては、子どもが帰宅せずに直接参加できるようになり改善が進みましたが、これに伴い参加者の増加が見込まれることから、施設の拡充や安全面の確保などに注視していく必要があります。

子育てに関する不安などを相談できる、つどいの広場事業「こども～る」に関しては、利用者が増加しており、気軽に集える場として活用されているといえます。また、家庭での養育への支援について、家庭相談事業や養育支援訪問事業を実施していますが、家庭相談件数は増加傾向にあり、相談員に対するサポート体制も考えていく必要があると思われまます。

経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、財政的な支援に限らず、学習支援や外国にルーツを持つ子ども・障がいを持つ子どもに対する支援など、学校の関わり方についても検討していくことが重要であると考えられます。

今後の施策展開に向けて

子ども子育て支援新制度の施行によって、子育て施設の形態が複雑になっていることから、保護者に丁寧な説明を行うとともに、認定こども園の整備に関して、国の施策展開を注視しつつ、幼稚園等が円滑に移行できるよう、支援を進める必要があると考えます。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携にあたって、子どもたちが安心・安全に遊べて、放課後を過ごすことができるよう、保護者や現場の意見を聞きながら十分な検討が行われることを期待します。

「こども～る」に関しては、気軽に利用できるよう商業施設の中で実施されていますが、空き店舗を活用するなど、より相談しやすい環境づくりを整えていく必要があると考えます。また、養育支援については、保護者が抱える養育上の問題だけでなく、子どもの発達障がいなどが潜在的に関わっている場合もあり、事業の実施にあたって「保育」に関わる部署と「福祉」に関わる部署が連携しながら解決を図っていくことが求められます。

就学支援に関しては、教職員の退職者による学習ボランティアを活用するなど、子どもの進学のための支援についても検討を進めてください。

個別目標 3-1 「災害への対応力を高める」

構成する めざす成果	3-1-1 「災害に対して自ら備えをしている」	
	主な取り組み	水や携帯トイレなど各家庭における備蓄の啓発、ｽﾀｯﾌﾟｲﾝの配布、自治会との要援護者名簿の共有、住宅の耐震化の支援など
	3-1-2 「防災・減災のためのしくみが整っている」	
	主な取り組み	避難所における食糧等の備蓄、他自治体との災害時応援協定の締結、防災行政無線やFMやまと等による災害時の情報提供体制の整備など
	3-1-3 「都市の防災機能が充実している」	
	主な取り組み	公共建築物や下水道施設・道路橋等の耐震化、雨水管の整備や透水性舗装の活用、河川の流下を高める整備など
3-1-4 「十分な消防力が整っている」		
主な取り組み	少年消防団の活動支援、自主防災組織に向けた消火資機材訓練の支援、救命講習会の実施やAEDの整備、救急車の適正利用に向けた広報など	

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

東日本大震災では、激甚被害が広域に及び、また、行政機関そのものが被災し、機能しなくなる場面も多数発生し、あらためて大規模災害への備えの必要性が認識されました。本市においても、今一度、防災対策について、より現実的かつ具体的な対応を早急に検討する必要があります。

市民意識調査においては、防災に関する取り組みの中でも「避難所や被災者の安否など災害関連情報を伝達する手段の整備」に対する要望が最も大きくなっています。今後は、こうした市民ニーズを的確に捉えつつ、情報伝達手段の整備、備蓄品の確保などを充実する必要があります。さらに、建築物の耐震化や局地的大雨対策など様々な都市基盤の強化にも積極的に取り組み、市民・事業者と行政が協働して災害に強いまちづくりを一層進めていくことも重要です。

また、災害時における対応として最も基本となるのは、「自らの身は自らが守る」という自助の取り組みであり、そのことを市民一人ひとりが強く自覚する必要があります。大規模災害にも対応することのできる市民、事業者、各種団体などの様々な主体による自助、共助に向けた連携強化や、人材育成などの取り組みに対する支援を推進していく必要があります。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

「地域で防災訓練を実施している自治会の割合」や「非常食糧の備蓄率」など、成果を計る指標の多くが目値に達しています。また、自主防災組織に配備された防災資機材の充実、市立小中学校の耐震化の完了等によって、災害への対応力を高める取り組みが積極的に進められていると評価することができます。一方で、訓練内容がどの程度市民に浸透しているかや、自助・共助の取り組みが災害時に機能するかなど、数値で測ることができないものもあるため、行政による点検を行い、しっかりとフォローしていくことが求められます。また、市と要支援者名簿を共有している自治会の割合は、前回評価時と比べて15ポイント以上増加しており、災害時において基本となる共助の取り組みが強化されてきていると捉えられます。

今後の施策展開に向けて

災害への対応力を高めるにあたり、様々な取り組みを数値によって管理することは、進捗状況をしっかりと把握するうえで重要ですが、食糧備蓄率は避難所生活者に対応するもので、全世帯を対象とした数値にはなっていないため、市民へ食糧備蓄の必要性について誤解を与えないよう、正確に情報を伝えることが求められます。こうした点を踏まえ、進行管理で使用している数値の上昇が、災害時における対応力の向上に着実につながっているかは、常に点検・検証していく必要があります。現在、自主防災組織への防災資機材の配備など、物資や設備の充実が図られています。災害への対応力を高める大切な取り組みですが、実際に資機材等を取り扱うことができる人材を育てていくことも重要です。また、市と要支援者名簿を共有化している自治会の割合は前期基本計画の目標値を達成していますが、この名簿が機能するためには、高齢の方や障がいのある方が訓練に参加するなど、地域において顔の見える関係を築いておく必要があります。災害時に自らの命を守り活躍する人材の育成には、子どもの頃から防災に関する意識啓発や知識の定着を図ることも有効な手法の一つであると考えられます。長期的かつ継続的な取り組みにより、着実に「助け上手」と「助けられ上手」を育成し、実際の災害で機能する体制づくりを構築していくことが求められます。

近年、障がいのある方や妊娠中の方、介護を必要とする高齢の方など、通常の避難所で生活を行うことが困難とされる人々を受け入れる、福祉避難所の運営が課題とされています。先進自治体や、過去に災害を経験してノウハウを有する自治体の対策などを参考にしながら、すべての被災者が、災害時においても安心して生活できるよう、多様な避難所の確保にしっかりと取り組んでください。

個別目標 3-2 「生活の安全性を高める」

構成する めざす成果	3-2-1 「犯罪の不安を感じることなく暮らしている」	
	主な取り組み	防犯キャンペーン・防犯教室の開催、青色防犯パトロールの実施、客引き行為等防止重点地区における指導・警告、街頭防犯カメラの設置、防犯灯の設置支援など
	3-2-2 「交通事故の不安を感じることなく暮らしている」	
	主な取り組み	交通安全キャンペーン・交通安全教室の開催、T Sマーク取得や児童用ヘルメット購入に対する助成、カーブミラー・道路照明の整備、歩道の拡幅・横断防止柵の設置など
	3-2-3 「安心して消費生活を送っている」	
	主な取り組み	消費生活上のトラブルに関する情報発信、トラブル相談の解決に向けた支援、商品表示に関わる立ち入り検査など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

犯罪発生件数はここ数年確実に減少しており、これは、市民や各種団体、関係機関、市などによる様々な努力の結果であり、高く評価することができます。しかしながら、近隣他市と比較した場合において、自転車盗などの窃盗犯を中心に依然として犯罪発生件数は高い状態にあるほか、市民意識調査における「以前に比べ、大和市の治安は良くなったと思う」市民の割合は半数に至っておらず、防犯に対する市民のニーズが依然として高い状況にあります。今後は、地域特性に応じて防犯カメラの設置充実に努めるなどきめ細かい防犯対策の推進を図っていく必要があります。さらに、防犯イベントだけでなく様々な機会も捉えて、より多くの人々に対して防犯における自助の大切さを啓発する意識向上の取り組みも充実させる必要があります。

また、交通人身事故発生件数についても減少が続いています。引き続き、実演方式による交通安全教室の実施拡大など事故の発生比率の高い自転車事故や子どもの交通事故の防止に向けた対策を進めていく必要があります。なお、今後、高齢化が一層進行する中では、高齢者に関わる事故がますます増えていくことが予想され、高齢者の事故防止に対する意識啓発を充実していくことが必要と考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

街頭防犯カメラに関しては、近年全国で事件が発生した際などに効果的に活用されており、県内で最も多い162か所404台が設置されているという点で評価することができます。市内の犯罪発生件数が平成20年から6年連続で減少していることも、こうした取り組みの成果と捉えられますが、県内他市と比較すると、人口1,000人あたりの年間犯罪発生件数は依然として高く、引き続き犯罪の傾向に合わせた対策を進めていく必要があります。

交通人身事故の発生件数は減少を続けており、平成26年には845件と、計画策定時から初めて1,000件を下回りました。市内では自転車レーン等の整備が進められているところですが、自転車が車道を走行することによって事故が起こらないよう、整備後の状況に注視していくことも重要であると考えます。

消費生活相談の苦情件数のうち完結済みの割合は、平成24年度以降99%を超えており、弁護士などの専門相談の窓口を定期的に開設していることなどが効果を上げているものと捉えられます。一方で、消費生活相談や市民相談の件数は増加傾向にあり、トラブルを減らすための取り組みを検討していくことが求められているといえます。

今後の施策展開に向けて

街頭防犯カメラについては、犯罪の未然防止につなげていけるよう、設置位置などを積極的に市民に周知するとともに、落書きなどのいたづらが多い場所への設置も検討していく必要があると考えます。市内の犯罪で最も多い自転車盗に関しては、無施錠のものや若い世代での被害が多く、発生場所ではマンションの敷地内の割合が高いことから、中高生への啓発やマンションの管理組合への働きかけなどを進めていくことが重要です。

交通人身事故に関しては、高齢者や自転車が関係する事故の割合が高くなっていることから、高齢者向けの交通安全教室に重点を置くなど、高齢化の進行に備えた対応を行っていくことが求められます。また、道路交通法の改正により、自転車の走行ルールが複雑化しており、適切な看板や路面表示によって自転車がスムーズに走ることができるよう誘導するとともに、子どものうちに正しい乗り方を習慣づけられるように啓発していく必要があると考えます。

消費生活相談や市民相談に関しては、相談体制を充実するだけでなく、相談内容などを分析することで相談件数を減らし、トラブルの根本的な解決に向けた対策が進んでいくことを期待します。

個別目標 3-3 「航空機による被害を解消する」

構成する めざす成果	3-3-1 「航空機による被害のない生活を送っている」	
	主な取り組み	国や米軍等への要請、苦情への対応、騒音測定、大和市基地対策協議会の運営支援など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

厚木基地に起因する航空機騒音の被害の状況については、ここ数年、計測結果からみると横ばい状況にあると言えます。しかしながら、市民意識調査においては、依然、6割以上の人は騒音が減少したと感じられず、厚木基地に関わる市民の問題意識に大きな変化がないことがうかがわれます。

今後も、国が示している在日米軍再編に係るロードマップに従って、厚木基地の空母艦載機の移駐が実現するよう、国や米軍等に働きかけを行っていく必要があります。

また、落下物の問題などのように人命に関わる重大な事故の発生に関して、市民は強い不安を抱いています。事故に対する要請活動については、これまでも迅速な対応を行っているものと思いますが、引き続き、市民の不安解消のため、問題の抜本的解決が図られるよう、より効果的な要請活動を行い、航空機による被害のない生活の実現に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

航空機騒音については、成果を計る指標である「WECPNL（うるささ指数）」の値が平成 23～25 年度に若干高くなっているだけでなく、市民意識調査において「航空機による騒音が減ったと思う」市民の割合が、平成 23 年度と比べて 15%近く減少しており、騒音被害が軽減しているとはいえない状況にあります。

空母艦載機に関しては、2017 年ごろまでに移駐される予定となっており、移駐によって騒音被害についても一定程度軽減することが期待されるので、今後の動向をしっかりと見極めるとともに、必要な対策を進めていくことが求められます。

今後の施策展開に向けて

航空機騒音の程度を示す「WECPNL（うるささ指数）」は、米軍や自衛隊の航空機の運用状況によって常に増減しますが、騒音に関する問い合わせに丁寧に対応することや、市の取り組み姿勢を PR することなどによって、厚木基地に対する市民の問題意識は改善していくものと考えられます。

空母艦載機の移駐に向けては、情報の把握に努め、適切な対応を進めるとともに、騒音の問題だけでなく、騒音に伴い受けられている助成等が、移駐後にどのように変わっていくかなど、市民に対して分かる範囲で公開していくことも重要であると考えます。

個別目標 4-1 「地球にやさしく活動する」

構成する めざす成果	4-1-1 「二酸化炭素の排出量が削減されている」	
	主な取り組み	CO ₂ 排出抑制の必要性等に関する広報活動、小中学校における環境教育の実施、家庭への太陽光発電システムの設置推進、ごみ焼却炉から発生する熱エネルギーの活用など
	4-1-2 「ごみの減量化、資源化が進んでいる」	
	主な取り組み	転入者等への資源とごみ分別に関する周知徹底、資源回収における対象品目の拡大、ごみの確実な収集・運搬、ゴミ焼却灰の資源化の拡大など
	4-1-3 「ごみのない清潔なまちが維持されている」	
	主な取り組み	市内全域における不法投棄のパトロール、県と連携しての監視カメラ設置、自治会・学校・事業者などと連携した例月まち並み清掃、ポイ捨てや路上喫煙に関する規制等の周知徹底など、

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

家庭から排出されるごみについては、指定ごみ袋の有料化や戸別収集を実施するなど新たな取り組みによりごみの減量化を進めてきましたが、この数年、排出量が横ばい傾向になっているため、現状における要因分析を行い、適正な対応を図る必要があります。ごみの減量化、資源化においては、やはり、市民の意識啓発が重要と考えられ、今後も、市民全体に分別回収の徹底がなされるよう周知を行いながら、排出されるごみの総量を減量化する必要があります。また、市においても、費用対効果を検証しながら、焼却灰の全量資源化やその他プラスチック製容器包装の再商品化に取り組むなどによってリサイクル率を向上させ、全市的なごみの減量化、資源化に努めてください。

二酸化炭素の排出抑制について、民生家庭部門における削減が進んでいない状況にあります。二酸化炭素の排出を抑制していくためには、全国的な動向を踏まえながら、基礎自治体として市民への働きかけを地道に行っていく必要があります。今後は、再生可能エネルギーの普及拡大に関する情報提供を行うなど市民の意識醸成に取り組むことに加え、市自らも公共施設における太陽光発電システムの設置を拡大するなど、地球温暖化の防止に積極的に取り組んでください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

公共施設における太陽光発電システムの設置を拡大しているとともに、再生可能エネルギーの普及を図るため、市民に向けた住宅太陽熱利用システム設置費用の助成を開始するなど、二酸化炭素の排出量の抑制に向けて様々な取り組みが行われていることについては、一定の評価をすることができます。しかしながら、総合計画に掲げた成果を計る主な指標のうち、「1990年度と比較した二酸化炭素排出量の割合」や「ごみのリサイクル率」などは、依然として最終目標値と乖離がみられることから、その要因等を分析し、市民等の参加意識を高める、より効果的な施策の展開について、研究していく必要があります。

今後の施策展開に向けて

二酸化炭素の排出抑制や、ごみの減量化を実現するための有効な取り組みについて、市民がイメージしやすいように、より分かりやすく、具体的に周知することが求められます。これにより、成果を計る主な指標である「環境に配慮している人が多いと思う市民の割合」のさらなる増加につなげていけるものと期待されます。転入者が多いという大和市の特性を踏まえ、現在、ごみの収集日や分別方法をスマートフォン等で確認できる「ごみカレンダーアプリ」の導入が進められています。より多くの市民に活用されるよう周知を徹底するほか、外国人市民に分かりやすいようにアプリを多言語化することも効果的であると考えられます。また、ごみの減量化に向けた施策を進めていくにあたっては、高齢の方や障がいのある方など、ごみ出しにあたって配慮が必要な方をサポートする方策を検討し、すべての市民の取り組みを促していくことも求められます。

個別目標 4-2 「水や空気をきれいにする」

構成する めざす成果	4-2-1 「河川の水質が保たれている」	
	主な取り組み	下水道出前授業・下水道ポスターコンクールの実施、合併浄化槽への切り替え経費の助成、河川の親水護岸の管理、下水道施設の整備・改修など
	4-2-2 「生活を脅かす環境要因が改善されている」	
	主な取り組み	環境保全講習会の開催、対象事業者への立入検査・指導、アイドリングストップの啓発、野焼き・騒音にかかわる苦情への対応、放射線量の測定・公表など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

河川の水質については、水の汚濁状態を測る 1 つの指標である BOD の値が境川、引地川のいずれにおいても目標水準を維持しているなど、良好な状態が保たれているものと思われます。これは、本市の下水道が近隣他市に比して早期に整備され、その維持管理が適性に行われてきたことに加え、これら長年の取り組みによって河川の水質保持に対する市民意識が定着していることによるものと思われます。今後も、市民の生活環境が脅かされることのないよう、環境要因の継続的な監視を行ってください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

河川の水質に関しては、成果を計る指標である「BOD（生物化学的酸素要求量）」と「下水道出前授業の実施校数」がいずれも最終目標値を達成しており、污水管整備や合流式下水道の改善などハード面の整備を進めたことや、出前授業や下水道フェアにおける下水道の適正利用の PR などソフト面の取り組みを効果的に実施したことが、河川に対する汚濁負荷の軽減につながっているものと考えられます。今後も、河川の水質が向上していくよう、様々な施策の展開が図られることを期待します。

環境問題対策については、公害苦情件数は減少傾向にあるものの、内訳をみると大気や悪臭に関わる苦情が多く、主な原因の一つと考えられる野焼きへの対応策を検討していく必要があります。また、東日本大震災から 4 年が経過しましたが、放射線量に対する市民の関心は変わらず高く、健康上の影響についても長期的に検証していく必要があることから、引き続きモニタリングを行うとともに、測定結果の公表や市の取り組みの PR を積極的に実施していくことが求められます。

今後の施策展開に向けて

河川の水質に関しては、各家庭で生活排水を流す際に、石鹼や有機系洗剤を使い分解能力を上げることや、使った油を拭き取ってごみに出すことによって、さらなる改善が期待できることから、機会を捉えてキャンペーンなどを開催することが重要であるといえます。また、BOD の低減に向けては、境川において流域市と連携し、広域的に川をきれいにする取り組みを進めていくことも大切です。

公害苦情のうち野焼きに関しては、しっかりと乾燥させてから燃やすことやビニールなどの異物が混ざらないよう注意することなどを農家に指導するとともに、野焼きの回数を減らすことができるよう、ごみとしての収集の可能性などについても検討していく必要があると考えます。また、放射線量の測定や公表に関しては、市民が情報を分かりやすく把握できるよう、福島第 1 原発の事故前と事故直後、その後の経過を時系列で示していくことも必要です。市民の健康にも関わる部分であると考えられるので、これまで以上にきめの細かい対応を行ってください。

個別目標 4-3 「まちの緑を豊かにする」

構成する めざす成果	4-3-1 「緑地が保全され、まちの中の緑化が進んでいる」	
	主な取り組み	人生の記念樹、生垣設置の助成、保存樹林・保存生垣・保存樹木の指定、大規模緑地の保全契約・用地買収など
	4-3-2 「身近な農地が大切にされている」	
	主な取り組み	農地の利用権設定、市民農園の提供、観光花農園の設置、生産緑地の維持など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査において、「緑や公園が多いと思う」市民の割合が7割に近づくまで高まっています。これは、ゆとりの森のような大きな公園の整備に加え、記念樹植樹、名誉の木を選定など市民が生活の中で緑を意識することのできる事業を実施してきたことが、結果として表れているものと考えられます。

今後も、市民や事業者が、生垣の設置や壁面緑化、屋上緑化など、市街地における身近な緑の創出に取り組むことのできるように、市として積極的な働きかけを行い、まちの中の緑化を推進していく必要があります。また、市街化区域内に残された樹林地などについては、開放型の市民緑地として市が長期にわたって借り受け、市民に提供していくことも重要です。市街化調整区域に残された大規模な緑地にあっては、地権者との賃貸借による保全を図るだけでなく、可能な限り、市による買い取りを進めることが必要と考えます。

農地の保全にあたっては、所有者の営農継続に向けた取り組みへの支援とともに、周辺住民の農地に対する理解が不可欠であり、農地が持っている地球温暖化の防止機能や、空地としての防災機能など、多面的な役割を広く市民にPRし、身近な農地を大切にしていける市民意識の醸成を図る必要があります。なお、市民が実際に土と触れ合う機会を持つことのできる市民農園については、市民ニーズにあわせた提供区画数のさらなる増加に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「大和市には、緑や公園が多いと思う」市民の割合は、平成25年度に69%まで上昇し、最終目標値である64.8%を大きく上回りました。また、民有地に設置された生垣延長についても604.2mと、目標を達成しています。保全を図っている緑地面積は、平成26年度に1.3ha増加したものの、全体的には減少傾向にあり、緑地を保全するための契約や協定の締結が進むよう、働きかけを続けていくことが求められています。

農地の保全については、利用権の設定面積は年々増加しているものの、遊休農地の面積が横ばいで推移していることから、農地の利活用が図られるよう、制度内容を積極的に周知していく必要があります。市民農園に関しては、目標に対して37区画不足しており、競争倍率が北部で高く、南部で低い状況となっていますが、遊休農地が市の南部地域で増加傾向にあることから、地域をまたいで利用できるような環境を整備していくことも検討する必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

将来にわたって緑地を保全していくためには、市民が生活の中で緑に触れ合うことができるような空間を整えることが重要であり、そのための施策を進めることで、市民の意識や感性を豊かにすることにも結び付けていくといえます。

農地の保全に関しては、子どもが農地を大切に思い身近に感じるとともに、食育について考えていけるよう、食物の栽培や収穫を行うことができる教育農園の設置などを検討していく必要があると考えます。また、市民農園の整備にあたっては、駐車場を併設することなどにより、幅広い市民の利用につなげていくことが大切です。農業に関心を持っている人が、利用権の設定や市民農園の活用など、それぞれの希望に合った支援を受けられるよう、効果的に施策が展開されていくことを期待します。

個別目標 5-1 「快適な都市の基盤をつくる」

構成する めざす成果	5-1-1 「市街地の整備が計画的に進んでいる」	
	主な取り組み	大和駅東側第4地区の再開発、渋谷南部地区の市街地整備など
	5-1-2 「良好なまち並みが形成されている」	
	主な取り組み	街づくり学校の開催、内山地区・中央森林地区のまちづくり、違反屋外広告物の除却、公共的施設のバリアフリー化、市営住宅の提供など
	5-1-3 「道路や公園を快適に利用している」	
	主な取り組み	福田相模原線の整備、狭あい道路の拡幅、未舗装道路の整備、道路の維持管理、公園の維持管理、引地川公園ゆりの森の整備など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

土地区画整理事業などによる市街地の計画的な整備については、下鶴間の山谷北地区や松の久保地区などにおいて終了し、渋谷南部地区における区画整理事業についてもおおよそ8割の進捗状況となっています。また、これらの地域を中心に街並み形成に関するルール化についても、行政として積極的に誘導を行ってきました。

今後は、街づくりのルール化の進んでいない既成市街地についても、広く情報提供を行うなど、行政として支援を強化していく必要があります。また、開発事業者などに対して、地域の街づくりへの協力を促していくことも必要と考えます。再開発の計画が進んでいる大和駅東側第4地区においては、良好な都市景観や安全な歩行空間の確保、都市機能の集積による利便性の向上を図り、大和市の玄関口にふさわしい街づくりにつながるよう、引き続き、事業展開を促進していく必要があると考えます。

都市計画道路や都市公園などの整備についても、おおよそ計画どおり進捗しているものと思われまます。これらの社会資本については、引き続いて計画的な整備に努めるとともに、効率的で効果的な維持管理にも力を注いでください。

本市においては、住環境のさらなる整備を必要とする地域も残されています。今後のまちづくりを進めていくうえで、ユニバーサルデザインの視点を取り入れること、景観への配慮を行うことなどの様々な角度からアプローチを行いながら、福祉施策や環境施策との有機的な連携にも配慮した良好なまち並みの形成に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

市街地の整備に関しては、渋谷（南部地区）区画整理事業や大和駅東側第4地区市街地再開発事業が順調に進み、後期基本計画期間中に終了する予定となっており、整備後にどのようにまちを活性化していくかが今後の課題になるものと捉えられます。

内山地区の市街化区域編入に向けての取り組みは、地権者に対する説明会や意向調査を実施するなど、地元との合意形成が図られていることから、事業のさらなる進捗に期待します。

道路の整備にあたっては、都市計画道路の整備率は目標を上回っているものの、県道も含めた都市計画道路の整備に関して課題もあることから、今後の方向性を明確に示したうえで、事業の展開を図る必要があります。また、公園については、健康遊具の設置を進める一方で、古い遊具のメンテナンスが十分でない箇所があることから、将来の維持管理費用も考慮しながら計画的に整備を行う必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

大和駅東側第4地区市街地再開発事業については、平成28年11月に予定している公益施設のオープンに伴い、まち全体の動きが変わっていくことが想定されるため、プロムナードや商店街など人の動線も考慮しながら、駅から公益施設にかけての整備を進めていくことが求められます。

また、中央林間駅周辺のまちづくりに関しては、施設の整備以外にも様々な問題があると考えられるので、地元との調整の中で出された課題に留意しながら、良好なまち並みの形成に向けて取り組んでいくことが必要です。

公園については、市民が親しみを感じる名称の検討や「ボール遊びもできる公園」の整備などにより、幅広い世代の健全な利活用につなげていくとともに、遊具の老朽化による事故が起きないように、適切な維持管理に努めてください。

個別目標 5-2 「移動しやすい都市をつくる」

構成する めざす成果	5-2-1 「地域交通の利便性が向上している」	
	主な取り組み	コミュニティバスの運行ルートの拡大・見直し、地域住民による移動手段確保の支援、鉄道施設のバリアフリー化に向けた要望など
	5-2-2 「自転車を快適に利用している」	
	主な取り組み	自転車利用に関する講習会の開催、自転車通行帯・ナビマーク等の自転車走行空間の整備、駐輪指導や移動保管による自転車適正利用の推進

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

コミュニティバスの「のろっと」や、住民自ら作りだし、市との協働事業で進めている「のりあい」などの地域交通の取り組みが進められる中で、これらの必要性に対する認識が、市民の間で高まってきているものと考えられます。このことは、市民意識調査における移動しやすいまちづくりに関する回答として、コミュニティバスの運行や地域に適した交通手段の導入を求めていることから伺えます。今後、急速に高齢化が進んでいく中において、気軽に利用することのできる交通手段への需要が一層高まっていくものと思われます。引き続き、地域交通の運行状況を公平性や収益性の観点など様々な角度から検証したうえで、地域の実情に応じた効果的で効率的な地域交通の充実に努めてください。

誰もが移動しやすい、モビリティの高いまちづくりを進めるためには、歩行者がまちの中を安全で快適に移動できる空間の整備が不可欠です。多くの人が行きかう駅周辺での駐輪場を適正に管理し、放置自転車の対策を進めてきました。これによって歩行者の移動空間を確保してきたことは、一定の評価ができると思います。また、自転車については、健康づくりや環境への負荷低減の面から、今後、ますますその重要性が高まると考えられます。自転車施策の推進にあたっては、自転車利用者のルールに対する意識付けと併せて、自転車専用レーンなどの施設整備を進めていく必要があると考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

「移動しやすい都市をつくる」を実現するため、コミュニティバスのルートの拡充に向けた実験運行が行われています。地域交通の提供は、安定的かつ継続的に行われることが重要であり、引き続き、公平性や効率性を高め、収益性に配慮しながら取り組む必要があります。

自転車通行帯の整備により歩車分離が図られ、安全性が確保されたほか、自転車を利用しやすい環境が充実してきているものと捉えられます。また、通行帯の整備により、自動車の違法駐車が減るといった新たな効果もあるため、整備の継続を期待します。

今後の施策展開に向けて

コミュニティバスの運行拡大を含め、地域交通の充実にに向けた検討を行うにあたっては、今後の高齢化を見据え、移動制約者の支援という視点を大切にしていくことが、より重要となることから、福祉部門との連携を一層深め、取り組みを進めてください。また、利用者を増やしていくためには、行き先や所要時間、乗り継ぎなどの情報について、バス停等に分かりやすく掲示するほか、携帯電話等からも容易に確認できるようにするなど、利用環境の充実に図りつつ、コミュニティバスの利便性をPRしていくことも重要です。

市内には国県道もありますが、自転車通行帯の整備が行われていません。市民の自転車による移動は市道にとどまるものではないため、通行帯のネットワークの拡大に向けては、国や県が道路整備を行う機会などを捉え、自転車通行帯も併せて整備するよう要望していくことが求められます。

個別目標 6-1 「いつでも学べる場と機会を充実する」

構成する めざす成果	6-1-1 「生涯学習に取り組む人が増えている」
	主な取り組み 文化芸術や育児等幅広い分野の講座の開催、生涯学習ねっとわあく制度による講師の紹介、学習団体による自主企画講座の企画運営の支援など
	6-1-2 「読書をする人が増えている」
	主な取り組み 利用者リーズを踏まえた図書館の蔵書の充実、子どもの家読の推進、図書館見学や一日図書館員等体験学習の場の提供など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

成果を計る主な指標の「市民一人あたりの学習センター年間利用者数」及び「市民一人あたりの年間図書貸出冊数」については、計画策定時に比べ、いずれも実績値が上昇しています。これらは、学習センター施設の整備、改修によって利用者の利便性の向上を図ったことや、図書館の蔵書数を増やすなど、市民が必要とする事業が実施されてきたことによると考えられます。また一方では、学習センター、図書館それぞれの利用者に固定化の傾向がないか懸念されることから、今後は、できるだけ多くの人々に利用機会を提供するため、隠れたニーズを掘り起こすなど、新たな視点による事業展開も必要と考えます。特に、大和駅東側第4地区に予定している公益施設の建設により、生涯学習に取り組みやすい状況をより多くの市民に提供していくことが重要と考えます。なお、経済状況が厳しい中では、就労に繋がるような実用性の高い講座の開設、例えばボランティア講師による英会話の学習機会を設けるなどを検討することも必要と考えます。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

市内に5館ある学習センターについて、計画策定当初から、成果を計る主な指標の「市民一人当たりの年間利用回数」は増加していましたが、平成23年度以降は減少に転じており、より多くの人に利用されるよう取り組みを一層充実させる必要があります。

成果を計る主な指標の「市民一人あたりの年間図書貸出冊数」が前回の評価時から上昇し、平成25年度の最終目標値を上回っています。毎月23日を家読（うちどく）の日と定め、家庭における読書を推進するなど、こども読書力向上プランに基づく様々な取り組みを展開したほか、市内公共施設等へ設置している図書返却ポストの増設をはじめとする利用環境の向上に取り組んだことが、効果を現わしているものと評価することができます。

今後の施策展開に向けて

生涯学習に取り組む人を増やしていくためには、市民ニーズを的確に把握しながら学習センターにおいて魅力ある講座等の開催を促すなど、幅広く、気軽に利用できる環境を確保していくことが求められます。また、大学等との連携や交流を図ることで、新しい取り組みの創出や若い人の参画などが期待できます。

豊かな心を育むうえでは、子どもから大人まで、連続して読書に親しむことが期待されます。市立小中学校では、図書館リニューアルや司書の全校配置など、読書活動の推進が図られていますが、家読（うちどく）の推進には学校も大きな役割を果たすと考えられるため、図書館と学校による連携を一層強化していくことが求められます。また、図書館の蔵書を充実していくにあたっては、思春期・青年期の子どもたちが読むことによって発達に資する、いわゆる「YA（ヤングアダルト）」図書についてもコーナーの設置を検討してください。

生涯学習センター及び図書館については、大和駅東側第4地区市街地再開発事業によって、文化創造拠点へ新築移転することになりますが、市民にとって魅力的で「いつでも学べる場と機会」を提供できる施設となるよう、運用面の充実に取り組んでください。

個別目標 6-2 「地域のスポーツ活動を推進する」

構成する めざす成果	6-2-1 「スポーツを楽しむ人が増えている」	
	主な取り組み	スポーツイベントの開催、ニュースポーツの普及、スポーツ関連施設の整備、スポーツ指導者の育成など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査における「日常的にスポーツを楽しんでいる」市民の割合については、この3年の間に増加しています。市民のニーズが多様化し、健康志向が高まる中であって、団体スポーツだけでなく、個人スポーツの振興に向けた施設充実を図るとともに、効率的な施設利用について検討していく必要があると考えます。また、現在、市が女子サッカー支援をきっかけとして総合型地域スポーツクラブの創設に向けた取り組みを積極的に進めていることについては、スポーツに対する市民の関心を高めるものとして、今後の展開に期待します。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

大和シルフィードがチャレンジリーグへ昇格したことや、サポータークラブへの個人加入が200名に上っていることなどは、これまで本市が女子サッカーへの支援を積極的に行ってきた結果であるといえます。また、ホームタウンチーム制度の立ち上げは、大和市のスポーツ全体の活性化に発展していくことも考えられます。スポーツセンターの体育会館の大規模改修等によりスポーツ施設の充実が図られており、全国的なスポーツ大会への活用も期待されます。

今後の施策展開に向けて

大和シルフィードがさらに市民に愛されるチームになっていくためには、地域でのボランティア活動や行政の事業への参加などを通して市民の認知度を高めるとともに、選手の強化に力を入れていく必要があります。また、女子サッカーの盛り上がりや、他のスポーツにも広がっていくよう、ホームタウンチーム制度や総合型地域スポーツクラブなどについて周知を図りながら、市民に対して施策の方向性を明確に示していくことも重要です。

日常的にスポーツを楽しんでいる市民の割合が下がっていることから、スポーツセンター等の実利用者数を把握し、原因を分析していくことが必要であると考えます。また、本市におけるスポーツ設備の充実が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを1つの契機として、市内外の人に認知され、スポーツ全体の活性化につながっていくように、これまで以上に積極的な施策展開を進めていくことが求められます。

個別目標 6-3 「大和の文化を守り育てる」

構成する めざす成果	6-3-1 「多様な文化や芸術を楽しむ人が増えている」	
	主な取り組み	文化芸術の鑑賞機会や活動発表の場の提供、子どもを対象とした伝統文化体験教室への支援、若者の創造活動の機会の提供、芸術文化ホールの運営など
	6-3-2 「郷土の文化がしっかりと引き継がれている」	
	主な取り組み	有形文化財の調査・修復・保存、埋蔵文化財・無形民俗文化財の調査や記録の保存、歴史文化施設での企画展や体験イベントの実施など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査においては、「文化や芸術活動が盛んに行われている」と思う市民の割合が増加しているものの、半数に満たない状況にあります。さらに、文化芸術の振興に関する取り組みのうち、「文化芸術を鑑賞する機会や場の提供」を市に求める意見が、全体の約3割と最も多くなっています。これらは、本市における文化芸術施策に関する取り組みが市民の望むレベルに達しておらず、より質の高い芸術に触れることのできる機会が求められているものと考えられます。

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的なやすらぎ、生きる喜びをもたらすものであり、活発な文化芸術活動は、市民がまちに対して愛着を感じる大きな要素であると考えられます。今後、大和駅東側第4地区に予定している公益施設については、質の高いコンテンツの提供を通して市民の豊かな心を育むとともに、費用対効果のバランスのとれた経営を行い、本市の新たな文化創造拠点となるよう努めてください。

また、これまで受け継がれてきた郷土の歴史や文化についても、有形文化財の保存、活用はもとより、無形文化財についても後世へ継承していくための後継者育成に行政が積極的に関与するなど、郷土の文化をしっかりと引き継いでいく必要があります。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「文化や芸術活動が盛んに行われている」と思う市民の割合が、39.5%と最終目標値を達成した一方で、市主催・共催の文化芸術事業の来場者数は最終目標値を下回っています。市民意識調査の結果をみると、文化芸術に力を入れるべきと考える市民が、40歳代以下で低くなっており、若い世代の文化芸術に対する関心を深め、イベントの来場につなげていけるような取り組みを進めることが求められているといえます。

本市では現在、保健福祉センターにホールがありますが、利用率が高く予約が困難な状況にあり、芸術文化ホールの開館によって、市民の利用希望に応えられるようになることを期待します。

文化財に関しては、「大和市の歴史や文化がしっかりと継承されている」と思う市民の割合は、最終目標値を達成しているものの、歴史文化施設の利用者数について、つる舞の里歴史資料館と下鶴間ふるさと館は1日平均20人程度と少なく、郷土民家園は平日と土日祝日で差があることから、文化の継承やPRの方法を検討していく必要があると考えます。

今後の施策展開に向けて

若い世代を文化芸術事業に呼び込むためには、一般公募展において、小中学生でも参加しやすい俳句部門への出品を学校に働きかけたり、幅広い世代で趣味として浸透している写真の部門で、「撮る」行動から「出品する」行動へ進めるような工夫をしたりと、応募方法などを検討していくことが大切です。また、市内には8つの駅があることから、鉄道事業者や民間企業と協力し、展開型の音楽フェスティバルやフォトコンテストを開催するなど、若者が魅力を感じられるようなイベントを企画することも効果的であると考えます。市民意識調査では、「文化芸術を鑑賞する機会の提供や文化芸術に関する情報の発信」に力を入れるべきと考える市民の割合が3割近くとなっており、既存事業である「やまとコミュニティ音楽館」以外にも、プロが演奏する質の高いイベントの開催を増やしていくことも重要であるといえます。

平成28年11月の芸術文化ホールの開館に向けては、オープニングイベントの実施にあたって文化芸術団体が効果的に参加できるよう、大和市文化芸術連合会の運用体制が早急に構築されることを期待します。

文化財に関しては、有形文化財だけでなく、無形民俗文化財についても将来に受け継いでいくために、市内の歴史文化施設を巡るツアーの周回ルートに福田神社や薬王院を加えるなど、あらゆる文化財に市民が関心をもてるような取り組みを検討していくことが必要であると考えます。

個別目標 7-1 「互いに認め合う社会をつくる」

構成する めざす成果	7-1-1 「あらゆる差別がなくすべての人が互いの人権を尊重し合っている」
	主な取り組み 人権にかかわる啓発活動の実施、人権侵害に関する相談の実施、DV防止セミナーや講演会などの開催、DV被害者に対する緊急避難措置の実施など
	7-1-2 「男女共同参画が実感できている」
	主な取り組み 男女共同参画にかかわる情報の提供、男女共同参画に関するセミナー・フォーラム・パネル展などの開催、自治会・PTAなどへの女性リーダーの登用促進など
	7-1-3 「地域の中で多文化共生が行われている」
主な取り組み 外国人市民への支援、日本語教室の運営団体等への情報提供や助言、大韓民国光明市に関する情報提供・交流団体への支援、平和意識の啓発、戦争体験の語り部による講話の映像化など	

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

市民意識調査において「あなたの地域では差別意識がない」と思う市民の割合は、以前に比べて肯定的な意見が増えています。しかしながら、人権問題や差別問題に係る相談の窓口や、全体的な取り組み内容が市民には分かりにくい部分もあります。今後は、より相談しやすい体制の整備などを含め、分かりやすく事業を展開していく必要があると考えます。

男女共同参画の推進に関しては、昨年度、第2次男女共同参画プランを策定するなど様々な取り組みを進めているものの、明らかな成果がでるまでには至っていないと考えられます。今後は、このプランに基づき具体的な取り組みを積極的に進めながら、男女共同参画に対する市民理解を深めていくよう努めてください。

また、外国人が多数居住する本市では、多文化共生の推進は重要な取り組みと考えられます。これまでも、多文化ソーシャルワーカーによる相談対応や、やまと世界料理の屋台村の開催などにより、外国人との相互理解を深める取り組みを進めてきたところです。今後は、より詳細な生活情報の提供などを通して、外国人市民にとって一層住みやすい環境を整えていく必要があります。また、多文化共生を推進している市民団体などとの連携をこれまで以上に強化することに加え、市民レベルでの活動に対する積極的な支援にも努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）、（平成 26 年度分）

「地域に差別意識はない」と思う市民の割合は 66.6%で、前回結果から増加したものの、最終目標値の 70.0%を下回りました。年齢別の結果では 20代と 50代で低くなっており、原因を分析するとともに、年代によって「差別」という言葉の認識に違いがないか調査する必要があると考えます。

「男女が平等であると感じる」市民の割合についても、最終目標値の 35.0%を達成しておらず、審議会、委員会などにおける女性委員の割合も最終目標値の 50.0%を大きく下回る 25%前後で推移しています。子どもの頃は男女が平等であると感じていても、就職活動など、成人となり社会に出ていくときに格差を実感する傾向にあり、調査結果を精査し必要な対応を講じていくことが求められます。

外国人を支援するボランティアの登録者数は、ここ数年で大幅に増え、平成 26 年度には 326 人となっています。外国人の居住者が多い本市にあっては、日本人と外国人との差別や人権の問題を解消していくことが重要であり、そのことが日本人同士の差別や人権の問題を気づかせることにもつながっていくと考えられます。多文化共生の実現に向けて、外国人を「支援する」観点だけでなく、「一緒に活動する」「参画する」という観点をもって取り組んでいくことが大切であるといえます。

今後の施策展開に向けて

差別意識や男女共同参画についての考え方は、性別や年代によって違いがあることが考えられるので、意識調査やキャンペーンなどの機会を捉え、それぞれの言葉の意味を周知し、意識づけしていくことが大切です。とくに子どもにとっては、差別意識が行動に出されることでいじめに発展していく危険性もあることから、差別について具体的なエピソードを交えながら、分かりやすく伝えていくことが必要であると考えます。また、社会が多様化する中にあるのは、男女の社会における関わり方について、個の主張や能力を踏まえた適材適所など、結果として男女が平等と実感できるように、大和らしい施策の展開を進めてください。

多文化共生に向けては、やまと世界料理の屋台村などのイベントでは多くの外国人が参加していることから、この盛り上がりや日常化できるよう、自治会活動の際に外国人にも声をかけるなど、日ごろから一緒に活動するきっかけをつくっていくことが重要です。また、子どもは語学の習得能力が高く、日常生活における通訳者になるケースもあるので、学校での取り組みについても検討を進めてください。子ども会の資料など市民が作成する文書に関して、あらかじめ翻訳したり、説明の際に通訳ボランティアを派遣してもらったり、臨機応変な対応ができれば、外国人と地域とのコミュニケーションも増えていくと考えられます。多文化共生を大和市のセールスポイントにしていけるよう、効果的な仕組みがつけられていくことを期待します。

個別目標 7-2 「にぎわいのある地域をつくる」

構成する めざす成果	7-2-1 「商店街や企業が活発に活動している」	
	主な取り組み	大和商工会議所の活動支援、産業フェアなどのイベント支援、中小企業の起業や経営基盤安定化に向けた融資、各種展覧会の開催など
	7-2-2 「市内で働く人が増え、生き生きと働いている」	
	主な取り組み	就職活動支援セミナー等の開催、ハローワークなどと連携した就職面接会の開催、中小企業における障がい者雇用の補助、勤労者サービスセンターの支援など
	7-2-3 「地域農産物の消費が安定的に行われている」	
	主な取り組み	市民朝霧市・夕やけ市などの開催支援、農産物などの品質向上を促すための品評会開催、農業用施設の整備などへの支援、援農サポーターの養成及び人手不足の農業生産者への紹介など
	7-2-4 「「大和」に多くの人を訪れている」	
	主な取り組み	市内各所で行われる観光イベントの支援、観光PRの実施、フィルムコミッションの取り組みによる映画やドラマ撮影などの積極的な誘致、イベントキャラクター「ヤマトン」の活用など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

本市における法人設立数の減少や、商店街の加入割合の低下などについては、リーマンショック以降の経済環境の悪化も1つの要因と考えられます。本市だけでは解決が難しい経済状況の中にあつて、市内産業の活性化に向けては、行政として商業施策に係る基本的な方針を示しながら、地道な改善を図っていく必要があると考えます。また、県内の有効求人倍率が依然として低調に推移していることから、勤労者の雇用環境においても厳しい状況が続いていると考えられます。今後は、ハローワークや近隣自治体との連携による就職説明会の開催などこれまで取り組んできた若年者への就労支援の拡大に努めながら、女性や中高年、障がい者も含めた総合的な就労支援を積極的に進めていく必要があります。さらに、地域産業の振興や雇用の創出が期待できるNPO法人の設立などを含め、新たな事業を起す取り組みへの支援も求められます。

本市のように市街地化が進む都市において、農業振興を併せて図っていくことは難しいものと考えられます。しかしながら、地域産業の振興にとって農業は不可欠なものであり、新鮮で良質な農作物を市民に提供するために、農業に興味を持ち、農家を支援する担い手の養成を一層進めるなど、生産環境の維持、向上に努めることが必要と考えます。同時に、市民の都市型農業への理解をより深める意識啓発を通じて地域農産物の消費拡大に努めてください。

また、地域の核となる新たなイベントの立ち上げ支援や、テレビや映画などの撮影を支援するフィルムコミッション事業の実施により市内の様々な場所や施設が紹介されることは、大和市に多くの人々を呼び込む交流人口の拡大に繋がるものと考えます。一方、これら以外にも活用可能な資源が本市には数多く存在することから、シティセールスをさらに強化できる可能性があると考えます。今後は、さまざまな資源を効果的に連携させるとともに、すべての職員が積極的にシティセールスを行うことを意識し、市民と協力しながらにぎわいのある地域の創出に努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

市民意識調査の「買い物しやすいと思う市民の割合」が上昇し、前期基本計画における最終目標値を上回っていることは評価することができます。しかしながら、調査への回答の多くは大型チェーン店を意識していると推測されることから、数値が上昇した要因を精査し、地元の商店街が繁栄できる方策を検討してください。

市街化が進み、農業施策の拡充を図ることが難しい状況にあるにも関わらず、援農サポーターなどの事業が展開され、直売所で販売する農家の数等が維持されていることは評価することができます。

今後の施策展開に向けて

にぎわいのある地域をつくっていくにあたり、大和駅東側第4地区で進められている市街地再開発事業は、一定の効果が期待できます。その効果を最大限に生かしていくためには、先端の建築技術を駆使して造られる芸術文化ホールの影響や、アクセスの良さなどについて、開館前から市内外に積極的にPRするとともに、先行事例等を分析し、長く市民に親しまれる施設を目指しながら、魅力溢れる地域を創出していくような取り組みが求められます。

就職活動支援セミナーの開催などが行われていますが、近年、雇用の状況は厳しく、特に若年者は社会経験やコミュニケーション力など、様々な課題を抱えているケースがあると言われてしています。そのため、一人ひとりの状況に応じたきめの細かいサポートなど、就労支援のあり方を検討してください。

大和阿波おどり等のイベントは、市民に愛着を持って受け入れられていますが、人々が遠方からも訪れたいと感じるような独創的で魅力のある「大和市らしさ」を追求したイベントにしていくことも、まちの魅力を高める大切な要素と考えます。

個別目標 7-3 「地域活動・市民活動を活発にする」

構成する めざす成果	7-3-1 「地域の活動が活発に行われている」
	主な取り組み 自治会連絡協議会等と連携した自治会加入の促進、自治会用掲示板や施設の改修等の支援、コミュニティセンターのバリアフリー化など
	7-3-2 「公共を担う市民や事業者が増えている」
	主な取り組み 市民との協働による市民活動センターの管理運営、NPO法人設立への助言、活動場所の提供や事業の協働化等による市民団体の育成、ボランティアを希望する人への相談・見学会の実施など

前回の評価結果（平成 21～23 年度分）

地域活動を支える最も基礎的な組織である自治会の加入率が下がっており、地域活動の振興に対する影響が懸念されます。今後は、加入率向上に向けた抜本的な解決策を検討する必要があると考えます。また、地域活動を活発にしていくためには、団塊の世代の大量退職を迎える中で、自治会に限らず、この人達を地域活動に如何に取り込んでいくかについても検討することが重要です。なお、地域活動の拠点となるコミュニティセンターについては、利用者の7割が60歳代以上となっています。これを踏まえ、管理運営にあたっては市民のニーズに合わせた施設充実を図り、利用上の快適性を向上させることが不可欠であると考えます。

一方、市民活動においては、NPO法人が増加するなど主体的な取り組みが増えてきています。NPO法人については、地域の様々な問題を解決するための新たな公共サービスの担い手として、また、社会経験の豊富なシニア世代の活躍の場として大いに期待できるものと考えます。今後は、市民活動センターの相談機能を充実させるなど、これまでの取り組みを継続していくことに加え、NPO法人を市民活動の重要な活動主体として捉え、その立ち上げを含めた活動支援を積極的に行い、公共を担う市民や事業者を一層増やしていくことに努めてください。

追加の評価（平成 24～25 年度分）

市民意識調査結果の「地域活動に参加している市民等の割合」は、わずかながら上昇していますが、定年後も新たな職に就く人や、趣味等に時間を割く人が増えており、自治会をはじめとする地域活動や市民活動の担い手を確保することが困難になってきています。こうした状況を踏まえ、趣味等の取り組みを、地域活動や市民活動にもつなげていくなど、いわゆる団塊の世代が、自発的に地域に関わるような雰囲気醸成していくことも必要と考えられます。

今後の施策展開に向けて

コミュニティセンターは地域活動の拠点ですが、団体による利用の固定化が見られ、十分にその機能が果たされていないように思われます。地域住民など幅広い方の利用を増加させていくことで、地域の活性化や、地域活動や市民活動の担い手の創出も期待できるため、新たな運用方法の検討が求められます。

また、大和駅東側第4地区で整備が進められている文化創造拠点については、市の中心部に図書館や生涯学習センターが設けられることで、今後、多くの人が集まるものと考えられます。こうした特性を生かし、文化創造拠点を地域活動や市民活動の活性化に活用できないか検討してください。